

掲 示

令和7・8年度松本砂防事務所における災害時等応急対策業務 に係る技術資料の公募について

標記について、下記により技術資料を公募する。

なお、技術資料が提出されても、下記3. の「資格要件」を満たさない者については、協定締結の相手方としないものとする。また、多数の応募者がある場合は、下記5. の「評価に関する事項」に基づき協定締結者を決定する。

令和7年2月5日

国土交通省北陸地方整備局
松本砂防事務所長 石尾 浩市

1. 協定の概要等

(1) 協定の目的

本協定は、松本砂防事務所管内等において、土砂災害が発生又は発生することが予測された場合において、当事務所が実施する緊急的な「応急対策業務(測量・設計・地質調査・監視・観測、調査検討等)(以下、「応急対策業務」という。)」の支援に関する協定を予め締結することにより、早期に災害発生の原因究明及び災害の拡大防止と被害の軽減並びに早期復旧に資することを目的としている。

(2) 応急対策業務の実施区域

松本砂防事務所が担当する直轄砂防事業区域。ただし、松本砂防事務所管外において、大規模災害時に松本砂防事務所が対応する区域が生じた場合は、その区域を含むこととする。

(3) 協定期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日

(4) 協定締結後、災害等が発生し緊急的に応急対策業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負契約を締結する。応急対策業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の応急対策業務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の締結区分

以下の区分[1]から[5]において公募するが、各区分を重複しての申請及び配置予定管理(主任)技術者の登録も可とする。

また、応急対策業務実施内容は、本協定締結業者が実施可能な範囲とする。

区 分	内 容	協定締結予定数
区分[1]	測量(UAVによる測量を含む)	10 者程度
区分[2]	地質調査	5 者程度
区分[3]	LP又は空中写真による地形計測等	5 者程度
区分[4]	土石流又は火山泥流等のシミュレーション、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析・観測・設計、土石流又は火山泥流等の監視、応急対策計画検討等	10 者程度
区分[5]	土砂災害発生箇所の被害状況調査に関する業務	10 者程度

3. 資格要件

(1) 協定参加資格確認申請者に関する要件及び評価

1) 協定参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出しようとする者は、以下に掲げる資格を満

たしている単体企業であること。

- ①予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②上記2.の各区分については、下表に示す北陸地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者であること。

区 分	業 種
区分[1]	測量
区分[2]	地質調査業務
区分[3]	測量
区分[4]	土木関係建設コンサルタント業務
区分[5]	土木関係建設コンサルタント業務

- ③会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④申請書の提出期限の日から協定締結者決定までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2)業務実績に関する要件及び評価

- ①平成26年度以降公募日迄に元請けとして完了した砂防事業又は地すべり対策事業に関する業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した下表の実績を希望する区分において1件以上有すること。(再委託による業務の実績は含まない。)なお、政令市移行前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはない。

区 分	業 務 実 績
区分[1]	UAVによる測量業務
区分[2]	地質調査業務(解析含む)
区分[3]	LP計測又は空中写真撮影に関する業務、LPデータ又は空中写真を用いた地形変状の計測に関する業務のいずれか。
区分[4]	土石流又は火山泥流等の氾濫シミュレーションに関する業務、土砂災害緊急情報の精度向上についての調査・解析に関する業務、砂防設備設計又は地すべり防止施設設計に関する業務、土石流又は火山泥流等の監視に関する業務、応急対策計画検討に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務のいずれか。
区分[5]	土砂災害発生箇所の被害状況調査に関する業務。

- ②実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成23年3月28日付け国官技第361号)及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成30年1月4日付け国官技第187号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。
- ③本店、支店又は営業所の所在については、下表のとおりとする。なお、「支店及び営業所」とは、北陸地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格申請書「様式3」に記された支店等営業所のうち、学校教育法による大学、高等専門学校及

び高等学校において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐(常に1名以上駐在)している支店営業所等とする。

区 分	本店、支店又は営業所の所在
区分[1]	長野県内又は新潟県内に本店を有していること。
区分[2]	長野県内又は新潟県内に本店を有していること。
区分[3]	北陸地方整備局管内に本店、支店、営業所のいずれかを有していること。
区分[4]	制約なし
区分[5]	長野県内又は新潟県内に本店を有していること。

④北陸地方整備局発注(港湾空港関係事務に関するものを除く)の令和5年度～令和6年度(表彰年度)の優良業務表彰の実績について、以下の順位で評価する。

i)局長表彰の実績あり

ii)事務所長表彰の実績あり

※業種区分については、一般競争参加資格審査(3.(1)1)②)における業種区分とする。

※評価点数は最高10点とする。

ただし、令和5年度～令和6年度(表彰年度)優良業務表彰の認定の翌日から申請書の提出期限までに、北陸地方整備局長から文書注意以上の措置を受けた場合は、加点をしない。

(2)配置予定管理(主任)技術者に関する要件及び評価

1)協定に基づき応急対策業務を実施する場合は、次に掲げる要件を満たす予定管理(主任)技術者を配置できること。なお、希望する区分における予定管理(主任)技術者の候補者は最大5名とする。

①協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

②希望する区分において、各区分に係る以下のいずれかの資格を保有すること。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(旧建設大臣を含む。以下同じ。)(不動産・建設経済局(旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。))建設市場整備課)を受けている必要がある。

なお、申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書を提出することができるが、この場合、申請書申請時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が協定締結者となるためには締結通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

区 分	資 格
区分[1]	・測量士

区分[2]	・技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設―土質及び基礎、又は応用理学―地質)) ・技術士(建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質)) ・RCCM(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ・地質調査技士
区分[3]	・測量士
区分[4]	・技術士(総合技術監理部門:建設又は応用理学) ・技術士(建設又は応用理学部門) ・国土交通省登録技術者資格(施設分野:砂防-業務:計画・調査・設計) ・土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)
区分[5]	・技術士(総合技術監理部門:建設又は応用理学) ・技術士(建設又は応用理学部門) ・国土交通省登録技術者資格(施設分野:砂防又は地すべり対策-業務:計画・調査・設計、若しくは施設分野:砂防設備又は地すべり防止施設-業務:点検・診断) ・土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)

③業務実績

平成26年度以降公募日迄に元請けとして完了した砂防事業又は地すべり対策事業に関する業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した以下の実績を希望する区分における予定管理(主任)技術者において1件以上有すること。ただし、管理(主任)技術者又は担当技術者として従事した業務とする。(再委託による業務の実績は含まない。)なお、政令市移行前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。

また、実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成23年3月28日付け国官技第361号)及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成30年1月4日付け国官技第187号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

区 分	業 務 実 績
区分[1]	UAVによる測量業務
区分[2]	地質調査業務(解析含む)
区分[3]	LP計測又は空中写真撮影に関する業務、LPデータ又は空中写真を用いた地形変状の計測に関する業務のいずれか。
区分[4]	土石流又は火山泥流等の氾濫シミュレーションに関する業務、土砂災害緊急情報の精度向上についての調査・解析に関する業務、砂防設備設計又は地すべり防止施設設計に関する業務、土石流又は火山泥流等の監視に関する業務、応急対策計画検討に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務のいずれか。
区分[5]	土砂災害発生箇所の被害状況調査に関する業務。

2)上記3.(2)1)②の希望する区分における、資格要件を満たす配置予定管理(主任)技術者(以下、「有資格技術者」)において以下の項目において評価する。

①業務実績

希望する区分における上記3.(2)1)③の業務実績について、有資格技術者1名につき1件までとし、当該業務実績の合計で評価する。

(最高50点:10点×1～5名[当該有資格技術者])

当該業務実績を持たない有資格技術者は、配置予定管理(主任)技術者として欠格とし、加点しない。また、以降の評価を行わない。

なお、当該業務実績を持つ有資格技術者がいない場合は、協定参加資格確認申請者として欠格とする。

②地域精通度

区分[1]、[2]における有資格技術者について、平成26年度以降の松本砂防事務所管内及び近辺での業務実績の有無について以下の順位で評価する。

i) 松本砂防事務所管内における実績あり

ii) 長野県内又は新潟県内における実績あり

※希望する区分における有資格技術者1名につき1件までとし、当該業務実績の合計で評価する。

(最高50点:10点×1～5名[当該有資格技術者])

※当該業務実績を持たない有資格技術者は加点しない。

※区分[3]、[4]、[5]では地域精通度は評価しない。

③専門技術力

・区分[3]、[4]、[5]における有資格技術者について、北陸地方整備局発注(港湾関係事務に関するものを除く)の令和3年度～令和6年度(表彰年度)の優良技術者表彰の実績の有無について以下の順位で評価する。

i) 局長表彰の実績あり

ii) 事務所長表彰の実績あり

※業種区分については、一般競争参加資格審査(3.(1)1)②)における業種区分とする。

※希望する区分における有資格技術者1名につき1件までとし、当該業務実績の合計で評価する。

(最高50点:10点×1～5名[当該有資格技術者])

※当該業務実績を持たない有資格技術者は加点しない。

※区分[1]、[2]では、専門技術力は評価しない。

4. 手続き等

(1) 申請者は、3.に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、松本砂防事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は参加することができない。

(2) 申請書類

1) 申請書 様式-1

2) 調査票 様式-2～7

(3) 資料の交付

1) 担当課

〒390-0803 長野県松本市元町1丁目8番28号

国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所 総務課 建設専門官

電 話 0263-33-1295

電子メール matsumoto-keiyaku@hrr.mlit.go.jp

2) 交付期間及び方法

上記4.(3) 1)に記載の電子メールアドレスにより交付する。交付を希望する者は4.(3) 1)に記載の電子メールアドレスまで資料を要求することとし、必ず受信の確認を行うこと。交付期間は令和7年2月5日(水)から令和7年2月27日(木)までの土曜日、日曜日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。なお、電子メールによる交付を受けることができない場合は、返送用の封筒(切手添付)及び電子媒体(CD-R等)を4.(3) 1)宛てに送付すること。(交付期間内にお手元に届くようご送付ください。)

(4) 申請書類の提出

申請書類は次に従い提出するものとする。

1) 提出方法

上記4.(3) 1)に記載の電子メールアドレスに提出資料をPDF化し、暗号化した上で送信することとし、必ず受信の確認を行うこと。なお、電子メールによる提出ができない場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)するものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定関係の郵送である旨の記載をすること。

2) 提出期間

令和7年2月5日(水)から令和7年2月27日(木)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分までとする。

3) 提出場所

上記4.(3) 1)に同じ

(5) 記載する業務のTECRIS(登録されていない場合は契約書(業務名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分))の写しを提出するものとする。

ただし、TECRIS等での記載内容で同種の業務の実績が不明な場合については、特記仕様書等を必ず添付すること。

(6) その他

1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 松本砂防事務所長は、提出された申請書を申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

3) 提出された申請書は、返却しない。

4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

① 提出方法

電子メールまたは持参、FAXによるものとする。なお、電子メール及びFAXの場合は受信の確認を行うこと。

② 受領期間

令和7年2月5日(水)から令和7年2月17日(月)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分までとする。

③ 提出場所

上記4.(3) 1)に同じ。

6) 複数の区分に申請を行いたい場合は、希望するそれぞれの区分において申請書を作成し提出すること。

5. 評価に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書により3. に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有する者と締結する。ただし、申請者が協定締結予定数を大きく上回る場合は、協定参加資格確認申請資料の評価に基づき決定する。なお、評価点が同点の場合は、この限りではない。

(2) 評価の方法

別表－1における評価項目により評価点を算出し評価する。

なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は110点とする。

※各区分において他者と比較して評価点数が低い場合には協定締結者として選定しないことがある。

6. 締結通知

「松本砂防事務所における災害時等応急対策業務に関する協定」の締結についての通知は、令和7年3月25日(火)をもって協定締結者に通知する予定である。

令和7・8年度松本砂防事務所における災害時等応急対策業務に関する協定（案）

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長 石尾 浩市（以下「甲」という）と、〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇（以下「乙」という）とは、松本砂防事務所の災害時等応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害が発生し、又は発生が予測され、松本砂防事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「松本砂防事務所における災害時等応急対策業務（以下、「業務」という。）」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

（業務の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域（以下、総称して「実施区域」という。）は、松本砂防事務所が担当する直轄砂防事業区域とする。ただし、松本砂防事務所管外において、大規模災害時に松本砂防事務所が対応する区域が生じた場合は、その区域を含むこととする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、下表のとおりとする。

協定区分	業 務 内 容
区分[]	

（技術者）

第4条 乙は、甲に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、甲と協議し、同等の資格を有する者を指定するものとする。
2. 乙は、本協定期間内においては、毎年3月31日までに、4月1日の技術者の雇用状況（予定）について、書面により甲に報告するものとする。

（業務の要請）

第5条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、出動要請の連絡を受けるものに変更が生じた場合、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、第5条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 乙は、第4条で報告した技術者から、担当技術者を選出することとする。また、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合は、甲と協議し、同等の資格を有する者を指定するものとする。
3. 業務の直接の指示は、松本砂防事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
4. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 甲は、乙に第5条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（業務の完了）

第8条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第 9 条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第 7 条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第 10 条 甲は、第 9 条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第 7 条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第 11 条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（訓練・研修等への参加）

第 12 条 乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、乙の負担とする。

（有効期限）

第 13 条 本協定の有効期限は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（その他）

第 14 条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各 1 通保有するものとする。

令和 7 年 ○月○日

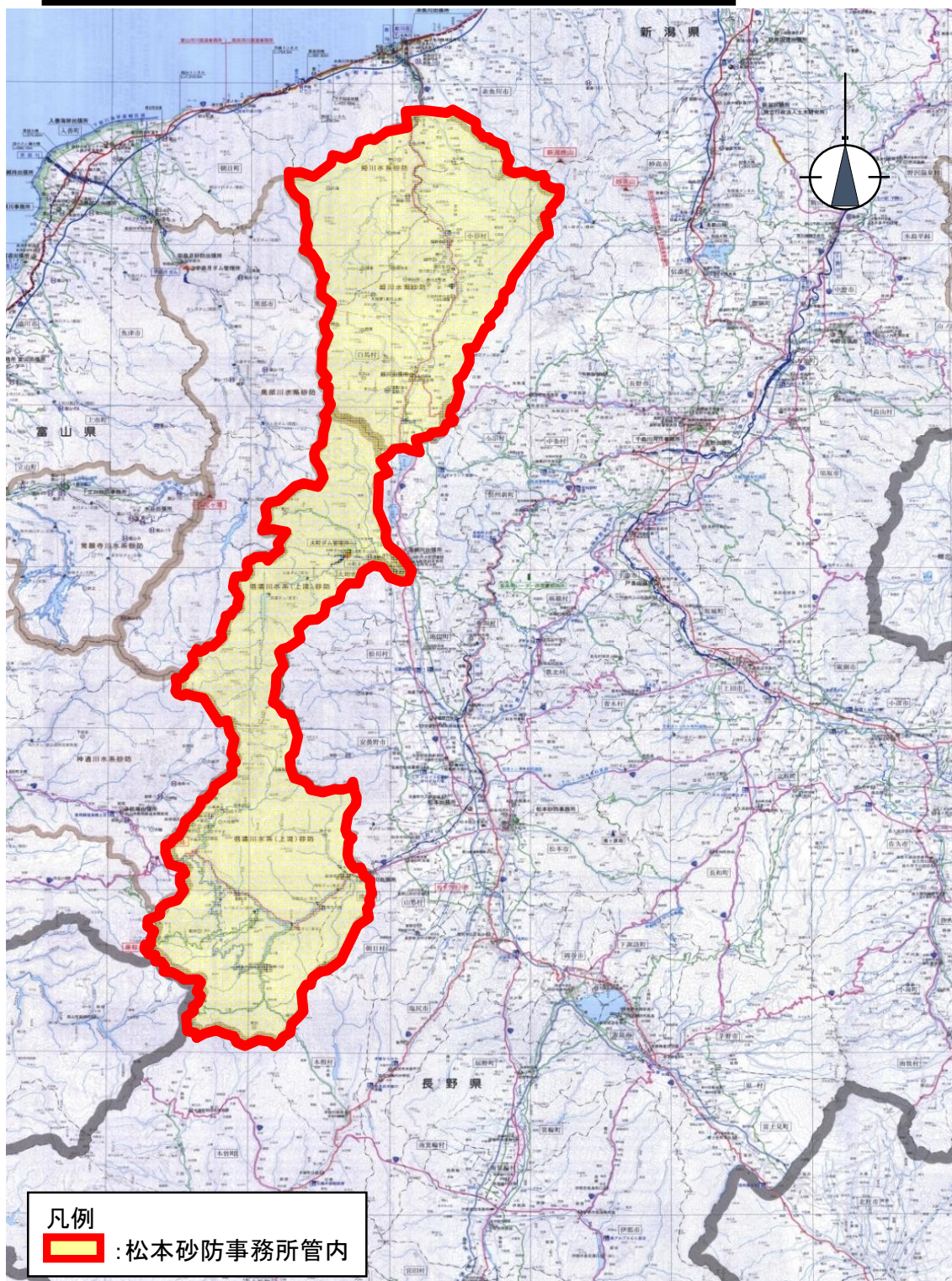
甲 国土交通省 北陸地方整備局

松本砂防事務所長 石尾 浩市

乙 ○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○

令和7・8年度松本砂防事務所における 災害時等応急対策業務対象範囲図

参 考



一般競争方式(総合評価落札方式)に準じた協定締結者選定評価表
業務名:令和7・8年度松本砂防事務所における災害時等応急対策業務

別表－1

評価項目		評価の着目点	順位	評価基準	配点		
協定参加資格確認申請者に関する要件	業務実績に関する要件 (様式－2)	平成26年度以降公示日迄に元請けとして完了した砂防事業又は地すべり対策事業に関する業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した右記の実績を希望する区分において1件以上有すること。	①	平成26年度以降公示日迄に元請けとして完了した砂防事業又は地すべり対策事業に関する業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した以下の実績を希望する区分において1件以上有すること。 区分[1] UAVによる測量業務 区分[2] 地質調査業務(解析含む) 区分[3] LP計測又は空中写真撮影に関する業務、LPデータ又は空中写真を用いた地形変状の計測に関する業務のいずれか。 区分[4] 土石流又は火山泥流等の氾濫シミュレーションに関する業務、土砂災害緊急情報の精度向上についての調査・解析に関する業務、砂防設備設計又は地すべり防止施設設計に関する業務、土石流又は火山泥流等の監視に関する業務、応急対策計画検討に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務のいずれか。 区分[5] 土砂災害発生箇所の被害状況調査に関する業務。	－		
			②	実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成23年3月28日付け国官技第361号)及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成30年1月4日付け国官技第187号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。	－		
			③	上記以外	欠格		
	所在地による要件 (様式－6)	区分[1]、区分[2]、区分[5] 本店が長野県内又は新潟県内に所在すること。	①	本店が長野県内又は新潟県内に所在する。 (区分[1]、区分[2]、区分[5])	－		
		区分[3] 本店、支店又は営業所が北陸地方整備局管内に所在すること。	①	本店、支店又は営業所が北陸地方整備局管内に所在する。 (区分[3])	－		
			②	上記以外	欠格		
		区分[4]		制約なし (区分[4])	－		
	専門技術力 (様式－3)	北陸地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の令和5年度～令和6年度(表彰年度)の優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①局長表彰の実績あり ②事務所長表彰の実績あり ※業種区分については、一般競争資格審査(揭示3.(1)1)②)における業種区分とする。 ただし、令和5年度～令和6年度(表彰年度)優良業務表彰の認定の翌日から協定参加資格確認申請書の提出期限までに、北陸地方整備局長から文書以上の措置を受けた場合は、優良業務表彰の加点をしない。	①	局長表彰の実績がある	10点	最高10点	
		②	事務所長表彰の実績がある	6点			
		③	①②以外	加点しない			
※希望する区分における予定管理(主任)技術者の候補者として最大5名の評価とする。							
配置予定管理(主任)技術者に関する要件	恒常的雇用関係 (様式－7)	配置予定管理(主任)技術者は、申請書提出日において、協定締結希望者と3ヶ月以上の直接的雇用関係がなければならない。 ※恒常的直接的雇用関係が確認できない技術者は、配置予定管理(主任)技術者として欠格とし、以降の評価を行わない。 ※恒常的雇用関係について確認できる技術者がいない場合は、協定参加資格確認申請者として欠格とする。	①	恒常的雇用関係について確認できる書類の添付あり	－		
			②	恒常的直接的雇用関係が確認できない技術者は、配置予定管理(主任)技術者として欠格とし、以降の評価を行わない。 (※恒常的雇用関係について確認できる技術者がいない場合は、協定参加資格確認申請者として欠格とする。)	評価しない		
	資格要件 (様式－4)	技術者資格を評価する。 ※当該技術者資格を持たない技術者は、配置予定管理(主任)技術者として欠格とし、以降の評価を行わない。 ※当該技術者資格を持つ技術者がいない場合は、協定参加資格確認申請者として欠格とする。	①	区分[1]、[3]: ・測量士 区分[2]: ・技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設－土質及び基礎又は応用理学－地質) ・技術士(建設部門(選択科目:土質及び基礎) 若しくは応用理学部門(選択科目:地質)) ・RCCM(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 区分[4]: ・技術士(総合技術監理部門:建設又は応用理学) ・技術士(建設又は応用理学部門) ・国土交通省登録技術者資格 (施設分野:砂防又は地すべり対策-業務:計画・調査・設計) ・土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級) 区分[5]: ・技術士(総合技術監理部門:建設又は応用理学) ・技術士(建設又は応用理学部門) ・国土交通省登録技術者資格 (施設分野:砂防又は地すべり対策-業務:計画・調査・設計又は、施設分野:砂防設備又は地すべり防止施設-業務:点検・診断) ・土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)	－		
			②	上記以外 当該技術者資格を持たない技術者は、配置予定管理(主任)技術者として欠格とし、以降の評価を行わない。 (※当該技術者資格を持つ技術者がいない場合は、協定参加資格確認申請者として欠格とする。)	評価しない		
	専門技術力 (様式－5)	業務執行技術力 上記において記載された有資格技術者について、平成26年度以降揭示日迄に完了した、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した砂防事業又は地すべり対策事業に関する業務の実績を評価する。 ※希望する区分における技術者資格要件を満たす配置予定管理(主任)技術者(以下、「有資格技術者」)の当該業務実績の合計で評価する。(最高50点:10点×1～5名[当該有資格技術者]) ※当該業務実績を持たない有資格技術者は、配置予定管理(主任)技術者として欠格とし、加点しない。また、以降の評価を行わない。 ※当該業務実績を持つ有資格技術者がいない場合は欠格とする。	①	国、都道府県又は政令市が発注した、(3.(2)1)③に示す区分の業務の実績がある。	10点×1～5名 [当該有資格技術者]	最高50点	
			②	上記以外 当該業務実績を持たない有資格技術者は、配置予定管理(主任)技術者として欠格とし、加点しない。また、以降の評価を行わない。 (※当該業務実績を持つ有資格技術者がいない場合は欠格とする。)	加点しない		
	情報収集力 (様式－4)	地域精通力 区分[1] 区分[2] 上記において記載された有資格技術者について、平成26年度以降の松本砂防事務所管内及び近辺での業務実績の有無について右記の順位で評価する。 ※希望する区分における有資格技術者1名につき1件までとし、当該業務実績の合計で評価する。 (最高50点:6～10点×1～5名[当該有資格技術者]) ※当該業務実績を持たない有資格技術者は加点しない。	①	松本砂防事務所管内で業務実績あり。 (区分[1]、[2])	10点×1～5名 [当該有資格技術者]	区分[1] [2] 最高50点	
			②	長野県内又は新潟県内で業務実績あり。 (区分[1]、[2])	6点×1～5名 [当該有資格技術者]		
			③	その他 当該業務実績を持たない有資格技術者は加点しない。	加点しない		
	専門技術力 (様式－5)	専門技術力 区分[3] 区分[4] 区分[5] 上記において記載された有資格技術者について、北陸地方整備局発注(港湾関係事務にすることを除く)の令和3年度～令和6年度(表彰年度)の優良技術者表彰の実績の有無について右記の順位で評価する。 ※業種区分については、一般競争資格審査(揭示3.(1)1)②)における業種区分とする。 ※希望する区分における有資格技術者1名につき1件までとし、当該業務実績の合計で評価する。 (最高50点:6～10点×1～5名[当該有資格技術者]) ※当該業務実績を持たない有資格技術者は加点しない。	①	局長表彰の実績あり。 (区分[3]・[4]・[5])	10点×1～5名 [当該有資格技術者]	区分[3] [4] [5] 最高50点	
			②	事務所長表彰の実績あり。 (区分[3]・[4]・[5])	6点×1～5名 [当該有資格技術者]		
			③	その他 当該業務実績を持たない有資格技術者は加点しない。	加点しない		
評価点 計					110点	／区分	